

四日まで

特定非営利活動法人の仮認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十八条第一項に規定する特定非営利活動法人の仮認定をしたので、同法第六十二条において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年三月四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人ノーマ・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会

二 代表者の氏名

岩佐 幹三

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区六番町十五番地 プラザエフ六階

四 仮認定の有効期間

平成二十八年二月二十五日から平成三十一年二月二十四日まで

建設業の営業の停止命令の公告について

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項の規定による処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十八年三月四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 処分をした年月日

平成二十八年二月二十九日

二 被処分者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

(一) 株式会社メイビック

港区芝一丁目七番五号

窪島 肇

許可なし

(二) 株式会社ロマンティコ

港区赤坂五丁目一番一号

氣賀澤 麻人

許可なし

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項に基づく営業の停止命令

(一) 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部(処分を受ける前に締結された請負契約に基づく建設工事の施工、施工の瑕疵かしに基づく修繕工事等の施工等を除く。)

(二) 期間

平成二十八年三月七日から同月九日までの三日間

四 処分の原因となった事実

株式会社メイビック及び株式会社ロマンティコは、東京都港区区内の内装工事において、建設業法第三条第一項の規定に違反して、建設業の許可を受けていないにもかかわらず、建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第一条の二に定める金額以上となる建設工事を請け負った。

このことが、建設業法第二十八条第二項第二号に該当

する。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成二十八年三月四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十八年三月四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名

ルミネエスト新宿

二 店舗所在地

新宿区新宿三丁目三十八番一号

三 設置者名

東日本旅客鉄道株式会社ほか一名

四 設置者住所

渋谷区代々木二丁目二番二号

五 変更前の小売業者の氏名又は名称

株式会社私の部屋リビングほか百七名

六 変更後の小売業者の氏名又は名称

株式会社サンエー・ビーディーほか百二十四名

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称

株式会社サンエー・ビーディーほか三十一名

|  |   |  |
|--|---|--|
| <p>八 変更前の小売業者の住所<br/>渋谷区神宮前六丁目十番十一号原宿ソフィアビル四階(アッシュ・ペー・フランス株式会社)ほか</p> <p>九 変更後の小売業者の住所<br/>港区南青山五丁目七番十七号小原流会館六階(アッシュ・ペー・フランス株式会社)ほか</p> <p>十 変更前の小売業者の代表者名<br/>三宅 孝彦(株式会社サンエー・インターナショナル)ほか</p> <p>十一 変更後の小売業者の代表者名<br/>前川 正典(株式会社サンエー・ビーディー)ほか</p> <p>十二 変更日<br/>平成二十七年十一月三十日ほか</p> <p>十三 届出日<br/>平成二十八年二月十九日</p> <p>十四 縦覧場所<br/>東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十五 縦覧期間<br/>平成二十八年三月四日から同年七月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十六 縦覧時間<br/>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> | <p>七 変更後の設置者の代表者名<br/>若林 辰雄(三菱UFJ信託銀行株式会社)ほか</p> <p>八 変更前の小売業者の氏名又は名称<br/>株式会社高島屋</p> <p>九 変更後の小売業者の氏名又は名称<br/>株式会社高島屋ほか二名</p> <p>十 変更を行った小売業者の氏名又は名称<br/>株式会社高島屋</p> <p>十一 変更前の小売業者の代表者名<br/>田中 辰郎(株式会社高島屋)ほか</p> <p>十二 変更後の小売業者の代表者名<br/>木本 茂(株式会社高島屋)ほか</p> <p>十三 変更日<br/>平成二十八年二月二十六日ほか</p> <p>十四 届出日<br/>平成二十八年二月二十二日</p> <p>十五 縦覧場所<br/>東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十六 縦覧期間<br/>平成二十八年三月四日から同年七月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十七 縦覧時間<br/>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> | <p>その届出及び添付書類を縦覧に供する。<br/>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年三月四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。<br/>平成二十八年三月四日<br/>東京都知事 舩 添 要 一</p>  |
| <p>一 店舗名<br/>立川TMビル</p> <p>二 店舗所在地<br/>立川市曙町二丁目三十九番三号</p> <p>三 設置者名<br/>三菱UFJ信託銀行株式会社ほか一名</p> <p>四 設置者住所<br/>千代田区丸の内一丁目四番五号ほか</p> <p>五 変更を行った設置者名<br/>三菱UFJ信託銀行株式会社ほか一名</p> <p>六 変更前の設置者の代表者名<br/>岡内 欣也(三菱UFJ信託銀行株式会社)ほか</p>   | <p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について<br/>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、</p>  | <p>一 店舗名<br/>立川TMビル</p> <p>二 店舗所在地<br/>立川市曙町二丁目三十九番三号</p> <p>三 設置者名<br/>三菱UFJ信託銀行株式会社ほか一名</p> <p>四 設置者住所<br/>千代田区丸の内一丁目四番五号ほか</p> <p>五 変更前の駐車場の位置及び収容台数<br/>店舗内ほか 四百三十二台</p> <p>六 変更後の駐車場の位置及び収容台数<br/>店舗内ほか 四百三十二台</p> <p>七 変更前の閉店時刻<br/>午後八時</p> <p>八 変更後の閉店時刻<br/>午後九時ほか</p> <p>九 変更前の乗客が駐車場を利用する時間帯<br/>午前八時三十分から午後十時三十分までほか</p> <p>十 変更後の乗客が駐車場を利用する時間帯<br/>午前八時三十分から午後十時三十分までほか</p> <p>十一 変更前の駐車場の自動車の入出口の数及び位置<br/>八か所 店舗東側ほか</p> |

|   |   |  |
|---|---|--|
| <p>十二 変更後の駐車場<br/>の自動車の出入<br/>口の数及び位置</p> <p>六か所 店舗東側ほか</p> <p>十三 変更日<br/>平成二十八年二月二十六日ほか</p> <p>十四 届出日<br/>平成二十八年二月二十二日</p> <p>十五 縦覧場所<br/>東京都産業労働局商工部地域産業<br/>振興課(新宿区西新宿二丁目八番<br/>一号)</p> <p>十六 縦覧期間<br/>平成二十八年三月四日から同年七<br/>月四日まで。ただし、東京都の休<br/>日に関する条例(平成元年東京都<br/>条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十七 縦覧時間<br/>午前九時三十分から午後四時三十<br/>分まで。ただし、正午から午後一<br/>時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に<br/>ついて</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八<br/>条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る<br/>意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり<br/>意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。</p> <p>平成二十八年三月四日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 店舗名<br/>アトレ吉祥寺</p> <p>二 店舗所在地<br/>武蔵野市吉祥寺南町一丁目一番二十四号</p> <p>三 設置者名<br/>株式会社アトレ</p> <p>四 意見</p> <p>ア 聴取者<br/>武蔵野市長</p> <p>イ 概要<br/>意見なし</p> <p>ウ 収受日<br/>平成二十八年二月十八日</p> | <p>五 縦覧場所<br/>東京都産業労働局商工部地域産業振興課<br/>(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間<br/>平成二十八年三月四日から同年四月四日<br/>まで。ただし、東京都の休日に関する条<br/>例(平成元年東京都条例第十号)に定め<br/>る休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間<br/>午前九時三十分から午後四時三十分まで。<br/>ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>一 店舗名<br/>万田ビル</p> <p>二 店舗所在地<br/>立川市曙町二丁目十八番十八号</p> <p>三 設置者名<br/>多摩中央産業株式会社</p> <p>四 意見</p> <p>ア 聴取者<br/>立川市長</p> <p>イ 概要<br/>意見なし</p> <p>ウ 収受日<br/>平成二十八年二月二十二日</p> <p>五 縦覧場所<br/>東京都産業労働局商工部地域産業振興課<br/>(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間<br/>平成二十八年三月四日から同年四月四日<br/>まで。ただし、東京都の休日に関する条<br/>例(平成元年東京都条例第十号)に定め<br/>る休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間<br/>午前九時三十分から午後四時三十分まで。<br/>ただし、正午から午後一時までを除く。</p> | <p>ウ 収受日<br/>平成二十八年二月二十二日</p> <p>五 縦覧場所<br/>東京都産業労働局商工部地域産業振興課<br/>(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間<br/>平成二十八年三月四日から同年四月四日<br/>まで。ただし、東京都の休日に関する条<br/>例(平成元年東京都条例第十号)に定め<br/>る休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間<br/>午前九時三十分から午後四時三十分まで。<br/>ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>争議行為の予告について</p> <p>株式会社飯塚運輸代表取締役飯塚剛章から争議行為を行<br/>う旨の通知が平成二十八年二月二十五日にあったので、労<br/>働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)<br/>第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり<br/>公表する。</p> <p>平成二十八年三月四日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 事件<br/>自治労・公共サービス清掃労働組合飯塚支部の争議行<br/>為に対抗する件</p> <p>二 日時<br/>平成二十八年三月七日以降問題解決に至るまでの間</p> <p>三 場所及び所在地<br/>株式会社飯塚運輸本社営業所及び車庫 葛飾区東金町<br/>七丁目二十八番九号</p> <p>四 種類<br/>事業所の閉鎖・就労拒否及びその他一切の争議行為を<br/>実施する(以上原文のまま掲載)</p> |
|---|---|--|

争議行為の予告について

東喜運輸株式会社代表取締役菅野文枝から争議行為を行う旨の通知が平成二十八年二月二十五日にあったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十八年三月四日

東京都知事 外 添 要 一

一 事件

自治労・公共サービス清掃労働組合東喜支部の争議行為に対抗する件

二 日時

平成二十八年三月七日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

東喜運輸株式会社本社営業所 板橋区東新町一丁目二番十七号

東喜運輸株式会社第二車庫 板橋区高島平七丁目一番十四号

四 種類

事務所の閉鎖、就労拒否等その他一切の争議行為(以上原文のまま掲載)

争議行為の予告について

丸都運輸株式会社代表取締役榊原源一郎から争議行為を行う旨の通知が平成二十八年二月二十五日にあったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のと

おり公表する。

平成二十八年三月四日

東京都知事 外 添 要 一

一 事件

自治労・公共サービス清掃労働組合丸都支部の争議行為に対抗する件

二 日時

平成二十八年三月七日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

丸都運輸株式会社本社営業所及び車庫 足立区入谷九丁目六番八号

四 種類

事務所の閉鎖・就労拒否及びその他一切の争議行為を実施する(以上原文のまま掲載)

都市計画道路事業の施行について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年三月四日

東京都知事 外 添 要 一

一 都市計画事業の種類及び名称

別表のとおり

二 施行者の名称

東京都

三 事務所の所在地

新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在

別表のとおり

都市計画事業の種類及び名称 事業地の所在 事業認可の告示 所管事務所

東京都市計画道路 世田谷区豪徳寺二丁目、豪徳寺一丁目、宮坂一丁目及び宮坂二丁目地内 平成二十八年一月十九日開設事務所

都市計画道路事業の施行について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年三月四日

東京都知事 外 添 要 一

一 都市計画事業の種類及び名称

二 施行者の名称

東京都

三 事務所の所在地

新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在

別表のとおり

都市計画事業の種類及び名称

事業地の所在

の告示

所管事務所

立川都市計画道路事業三・二・四号新青梅街道線

武蔵村山市学園三丁目、学園二丁目、学園一丁目、神明四丁目、神明一丁目、中央二丁目及び中央一丁目地内

東村山市都市計画道路事業三・四・十一号保谷東村山線

東村山市久米川町一丁目地内

平成二十八年二月五日関東地方整備局告示第十七号

北多摩北部建設事務所

|   |  |
|---|--|
| <p>土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、<br/>平成28年3月4日</p> <p style="text-align: center;">東京都収用委員会<br/>会長 池田 眞朗</p> | <p>1 起業者の名称 東京都</p> <p>2 事業の種類 都道八王子五日市線 (秋川街道) 改築工事 (東京都八王子市中野上町四丁目地内から同市中野町地内まで)</p> <p>3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等</p> |
| <p>4 土地所有者の氏名及び住所</p> <p>5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類</p> <p>6 裁決手続開始決定年月日 平成28年2月19日</p>   | <p>別記のとおり</p>  |

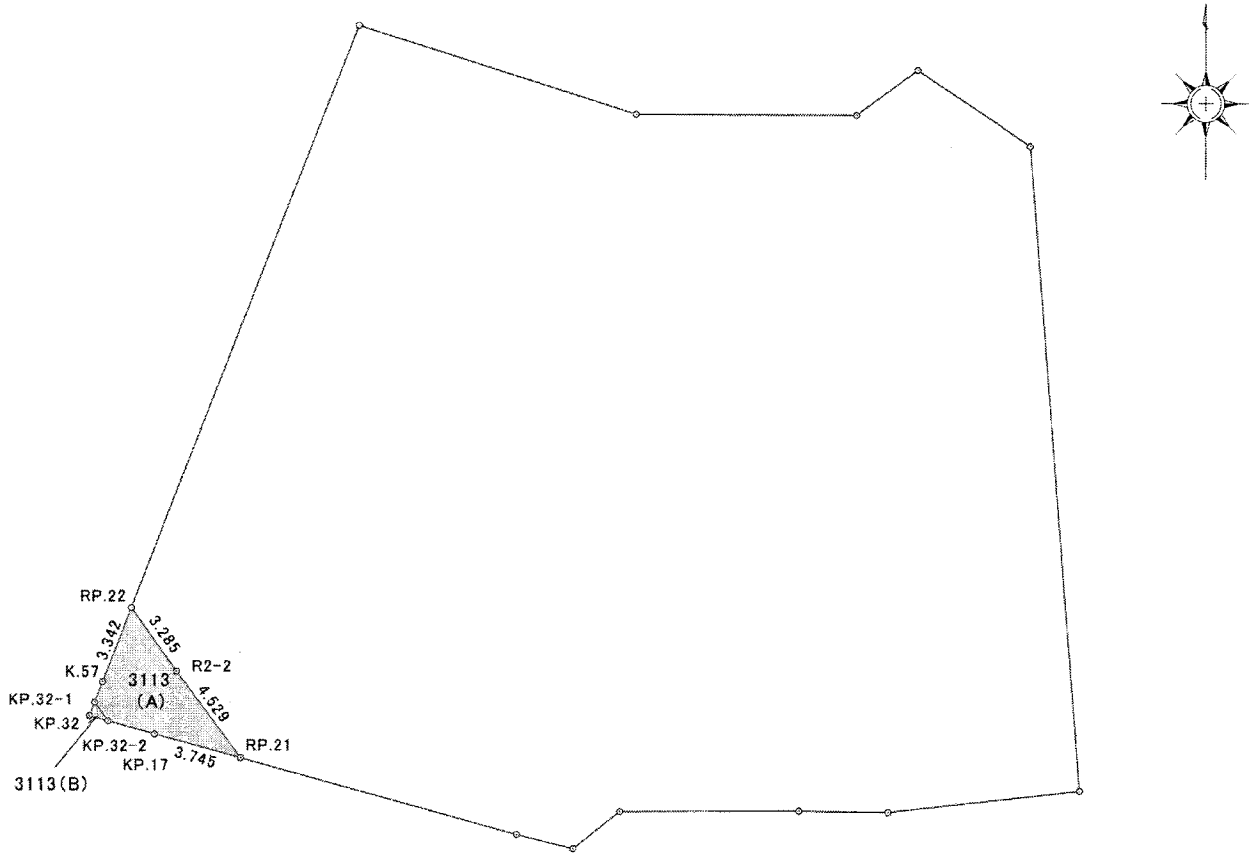
別記

| 裁決手続の開始を決定した土地 |       |    |                    |                        | 土地所有者                |   |                             | 土地に関して権利を有する関係人 |    |       | 備考     |
|----------------|-------|----|--------------------|------------------------|----------------------|---|-----------------------------|-----------------|----|-------|--------|
| 所在             | 地番    | 地目 | 登記簿上の地積            | 実測地積                   | 収用しようとする土地の面積        | 氏名  | 住所                          | 氏名              | 住所 | 権利の種類 |        |
| 東京都八王子市中野上町五丁目 | 3113番 | 墓地 | 717 m <sup>2</sup> | 1061.53 m <sup>2</sup> | 15.86 m <sup>2</sup> | 井上藤次郎<br>(持分23分の1)<br>法定相続人<br>井上慶次<br><br>不明<br>(持分23分の22) | 北海道登別市千歳町六丁目1番地89<br><br>不明 |                 |    |       | 別図のとおり |

別 図

裁決手続の開始を決定した土地  
東京都八王子市中野上町五丁目3113番のうち15.86平方メートル

単位：メートル



求 積 表

| 地 番     | 3113(A) (墓地)   |                |                                    |   |
|---------|----------------|----------------|------------------------------------|---|
| NO      | X <sub>n</sub> | Y <sub>n</sub> | Y <sub>n+1</sub> -Y <sub>n-1</sub> | X <sub>n</sub> ·(Y <sub>n+1</sub> -Y <sub>n-1</sub> ) |
| RP.22   | -36409.319     | -46714.144     | 3.440                              | -125248.057360  |
| R2-2    | -36412.004     | -46712.250     | 4.581                              | -166803.390324  |
| RP.21   | -36415.650     | -46709.563     | -2.882                             | 104949.903300   |
| KP.32-2 | -36414.090     | -46715.132     | -6.127                             | 223109.129430   |
| KP.32-1 | -36413.299     | -46715.690     | 0.988                              | -35976.339412   |
|         |                |                | 倍面積                                | 31.245634   |
|         |                |                | 面積                                 | 15.6228170  |
|         |                |                | 地積                                 | 15.62 m <sup>2</sup>                                  |

| 地 番     | 3113(B) (道路)   |                |                                    |   |
|---------|----------------|----------------|------------------------------------|---|
| NO      | X <sub>n</sub> | Y <sub>n</sub> | Y <sub>n+1</sub> -Y <sub>n-1</sub> | X <sub>n</sub> ·(Y <sub>n+1</sub> -Y <sub>n-1</sub> ) |
| KP.32   | -36413.871     | -46715.912     | -0.558                             | 20318.940018  |
| KP.32-1 | -36413.299     | -46715.690     | 0.780                              | -28402.373220   |
| KP.32-2 | -36414.090     | -46715.132     | -0.222                             | 8083.927980   |
|         |                |                | 倍面積                                | 0.494778  |
|         |                |                | 面積                                 | 0.2473890   |
|         |                |                | 地積                                 | 0.24 m <sup>2</sup>                                   |

3113(A) 墓地 15.62 m<sup>2</sup> + 3113(B) 道路 0.24 m<sup>2</sup> = 15.86 m<sup>2</sup>



前になされた開示決定等に係るものは、なお従前の例による。

全国自治宝くじ事務協議会告示第百五十八号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
平成二十八年三月四日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 舛添 要一

|   |               |  |
|---|---------------|--|
| 一 | 名称            | 第六百九十二回全国自治宝くじ                             |
| 二 | 受託銀行等の名称及び所在地 | 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号                   |
| 三 | 発売の数及び総額      | 千三百五十万枚 二十七億円                              |
| 四 | 証券金額          | 一枚二百円                                      |
| 五 | 証券型式          | 被封式(被封された指定部分を削り取るにより、一等から六等までの当せんが判明する方法) |
| 六 | 発売期間          | 平成二十八年四月一日から同月十二日まで                        |
| 七 | 当せん金支払開始期日    | 平成二十八年四月一日                                 |
| 八 | 当せん金の額及び当せんの数 | 当せん金 当せん本数                                 |
|   | 一等            | 千万円 二十七本                                   |
|   | 二等            | 百万円 百六十二本                                  |
|   | 三等            | 一万円 一万八千九百本                                |
|   | 四等            | 五千円 三万九千五百本                                |
|   | 五等            | 千円 十三万五千本                                  |
|   | 六等            | 二百円 百三十五万本                                 |
| 計 |               | 百五十四万三千二百三十九本                              |

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。



全国自治宝くじ事務協議会告示第百五十九号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
平成二十八年三月四日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 舛添 要一

第六百九十三回全国自治宝くじ

株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

二 千五百万枚 五十億円

一枚二百円

開封式

平成二十八年四月二十日から同年五月十日まで

平成二十八年五月十二日

平成二十八年五月十七日

当せん金の額及び当せんの数

等 級 当せん金 当せん本数

一等 三億円 二本

一等の前後賞 一億円 四本

二等の組違い賞 十億円 四本

三等 十億円 四本

四等 千円 二百五十本

五等 千円 二百五十万本

ナイストライ賞 一万円 五万本

計 二百八十万七百五十八本

備考

一等の当せん金の額については、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第百六十号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
平成二十八年三月四日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 舛添 要一

第六百九十四回全国自治宝くじ

株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 一億七千万枚 五百十億円

(三十億円を一単位(一ユニット)として十七単位(十七ユニット)。ただし、発売状況により、原則

ト単位で増額する場合があります。)

一枚三百円

開封式

平成二十八年五月十一日から同年六月三日まで

平成二十八年六月九日

平成二十八年六月十四日

当せん金の額及び当せんの数

等 級 当せん金 当せん本数

一等 五億円 一本

一等の前後賞 一億円 二本

二等の組違い賞 十億円 九十九本

三等 十億円 三本

四等 二万円 三本

五等 四万円 十本

計 百万三千百五本

備考

一等の当せん金の額については、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第百六十一号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
平成二十八年三月四日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 舛添 要一

一 名称 第六百九十五回全国自治宝くじ  
二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
三 発売の数及び総額 八千万枚 二百四十億円

四 証券金額 (三十億円を一単位(一ユニット)として八単位  
五 証券型式 (ハユニット)。ただし、発売状況により、原則  
六 発売期間 発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニッ  
七 抽せん期日 ト単位で増額する場合がある。) 一枚三百円  
八 当せん金支払開始期日 開封式  
九 当せん金の額及び当せん金の数

一 等 七千万円  
二 等 百万円  
三 等 四千万円  
四 等 三百円

計 百十万百十本

備考 一 等の当せん金の額については、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第百四十四号)第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。  
二 当せん本数は、発売額三十億円に対するものである

十 注意事項  
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第百六十二号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
平成二十八年三月四日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 舛添 要一

一 名称 第六百九十八回全国自治宝くじ  
二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
三 発売の数及び総額 千二百五十万枚 二十五億円

四 証券金額 一枚二百円  
五 証券型式 被封式(被封された指定部分を削り取るにより、  
六 発売期間 一等から六等までの当せんが判明する方法)  
七 抽せん期日 平成二十八年八月十七日から同月三十日まで  
八 当せん金支払開始期日 平成二十八年八月十七日  
九 当せん金の額及び当せん金の数

一 等 千万円  
二 等 百万円  
三 等 一万円  
四 等 五千円  
五 等 千円  
六 等 二百円

計 百五十一万八千七百五十五本

九 注意事項  
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第百六十三号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
平成二十八年三月四日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 舛添 要一

- 一 名称 第六百九十九回全国自治宝くじ
  - 二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
  - 三 発売の枚数及び総額 千五百万枚 七十五億円
  - 四 証券金額 一枚五百円
  - 五 証券型式 開封式
  - 六 発売期間 平成二十八年八月十七日から同年九月六日まで
  - 七 抽せん期日 平成二十八年九月八日
  - 八 当せん金支払開始期日 平成二十八年九月十三日
  - 九 当せん金の額及び当せんの数
- |           |       |        |
|-----------|-------|--------|
| 一等        | 三億円   | 二本     |
| 一等の前後賞    | 一億円   | 四本     |
| 一等の組違い賞   | 十万円   | 二百九十八本 |
| 二等        | 千五百万円 | 十五本    |
| 三等        | 一百万円  | 三万本    |
| 四等        | 五十万円  | 十五万本   |
| 五等        | 五十万円  | 百五十万本  |
| ゴールドメダル賞  | 五十万円  | 四十五本   |
| シルバームエダル賞 | 五十万円  | 四百五十本  |
| ブロンズメダル賞  | 五十万円  | 四千五百本  |

計 百六十八万五千三百十四本

備考

一等の当せん金の額については、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。

十 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第百六十四号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
平成二十八年三月四日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 舛添 要一

- 一 名称 別表のとおり
- 二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の枚数及び総額 別表のとおり
- 四 証券金額 単価一口二百円
- 五 証券型式 数字選択式
- 六 発売期間 別表のとおり
- 七 抽せん期日 別表のとおり
- 八 当せん証券の種類、当せん金の額及び当せんの数

- (一) 当せん証券の種類は、申込みのタイプごとに次のとおりとする。  
当せん証券の種類は、申込みのタイプごとに次の各数字、並びの順序とも一致するもの。
- ア ストレート 申込み数字と抽せん数字が桁ごとの各数字、並びの順序とも一致するもの。
- イ ボックス 申込み数字と抽せん数字が桁ごとの数字は一致し、並びの順序は問わないもの。
- ウ セット 「ストレート」と「ボックス」の両方のタイプに同時に二分の二ずつ申し込むもの。
- エ ミニ 下二桁の数字を申し込み、抽せん数字がその各数字、並びの順序とも一致するもの。
- (二) 当せん金の金額 発売総額の四十五パーセント相当額を、当せん証券の種類ごとに算定された当せん確率に応じて、公平となるよう当せん者間で按分した金額。ただし、一当せん金の最高額は二千万円を上限とする。また、当せん金額は百円単位とし、これに満たない端数は切り捨てるものとする。
- (三) 当せんの数 当せん証券の発売口数に同じ。

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

別表

| 名称                        | 発売総額及び口数                  | 発売期間                       | 抽せん期日       |
|---------------------------|---------------------------|----------------------------|-------------|
| 第4382回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 | 第4382回~第4640回の各回ごと        | 平成28年4月1日 から平成28年4月14日 まで  | 各回の発売期間の最終日 |
| 第4383回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 | 415,000円                  | 平成28年4月15日 から平成28年4月18日 まで |             |
| 第4384回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 | (ただし、発売状況により増減する場合があります。) | 平成28年4月19日 から平成28年4月22日 まで |             |
| 第4385回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 |                           | 平成28年4月23日 から平成28年4月26日 まで |             |
| 第4386回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 |                           | 平成28年4月27日 から平成28年4月30日 まで |             |
| 第4387回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 |                           | 平成28年5月1日 から平成28年5月4日 まで   |             |
| 第4388回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 |                           | 平成28年5月5日 から平成28年5月8日 まで   |             |
| 第4389回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 |                           | 平成28年5月9日 から平成28年5月12日 まで  |             |
| 第4390回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 |                           | 平成28年5月13日 から平成28年5月16日 まで |             |
| 第4391回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 |                           | 平成28年5月17日 から平成28年5月20日 まで |             |
| 第4392回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 |                           | 平成28年5月21日 から平成28年5月24日 まで |             |
| 第4393回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 |                           | 平成28年5月25日 から平成28年5月28日 まで |             |
| 第4394回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 |                           | 平成28年5月29日 から平成28年5月31日 まで |             |
| 第4395回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 |                           | 平成28年6月1日 から平成28年6月4日 まで   |             |
| 第4396回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 |                           | 平成28年6月5日 から平成28年6月8日 まで   |             |
| 第4397回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 |                           | 平成28年6月9日 から平成28年6月11日 まで  |             |
| 第4398回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 |                           | 平成28年6月12日 から平成28年6月14日 まで |             |
| 第4399回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 |                           | 平成28年6月15日 から平成28年6月17日 まで |             |
| 第4400回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 |                           | 平成28年6月18日 から平成28年6月20日 まで |             |
| 第4401回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 |                           | 平成28年6月21日 から平成28年6月23日 まで |             |
| 第4402回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 |                           | 平成28年6月24日 から平成28年6月26日 まで |             |
| 第4403回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 |                           | 平成28年6月27日 から平成28年6月29日 まで |             |
| 第4404回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 |                           | 平成28年6月30日 から平成28年7月2日 まで  |             |
| 第4405回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 |                           | 平成28年7月3日 から平成28年7月5日 まで   |             |
| 第4406回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 |                           | 平成28年7月6日 から平成28年7月8日 まで   |             |

別表

| 名称                        | 発売総額及び口数 | 発売期間                       | 抽せん期日 |
|---------------------------|----------|----------------------------|-------|
| 第4407回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 |          | 平成28年5月6日 から平成28年5月19日 まで  |       |
| 第4408回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 |          | 平成28年5月20日 から平成28年5月22日 まで |       |
| 第4409回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 |          | 平成28年5月23日 から平成28年5月25日 まで |       |
| 第4410回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 |          | 平成28年5月26日 から平成28年5月28日 まで |       |
| 第4411回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 |          | 平成28年5月29日 から平成28年5月31日 まで |       |
| 第4412回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 |          | 平成28年6月1日 から平成28年6月3日 まで   |       |
| 第4413回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 |          | 平成28年6月4日 から平成28年6月6日 まで   |       |
| 第4414回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 |          | 平成28年6月7日 から平成28年6月9日 まで   |       |
| 第4415回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 |          | 平成28年6月10日 から平成28年6月12日 まで |       |
| 第4416回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 |          | 平成28年6月13日 から平成28年6月15日 まで |       |
| 第4417回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 |          | 平成28年6月16日 から平成28年6月18日 まで |       |
| 第4418回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 |          | 平成28年6月19日 から平成28年6月21日 まで |       |
| 第4419回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 |          | 平成28年6月22日 から平成28年6月24日 まで |       |
| 第4420回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 |          | 平成28年6月25日 から平成28年6月27日 まで |       |
| 第4421回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 |          | 平成28年6月28日 から平成28年6月30日 まで |       |
| 第4422回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 |          | 平成28年7月1日 から平成28年7月3日 まで   |       |
| 第4423回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 |          | 平成28年7月4日 から平成28年7月6日 まで   |       |
| 第4424回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 |          | 平成28年7月7日 から平成28年7月9日 まで   |       |
| 第4425回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 |          | 平成28年7月10日 から平成28年7月12日 まで |       |
| 第4426回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 |          | 平成28年7月13日 から平成28年7月15日 まで |       |
| 第4427回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 |          | 平成28年7月16日 から平成28年7月18日 まで |       |
| 第4428回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 |          | 平成28年7月19日 から平成28年7月21日 まで |       |
| 第4429回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 |          | 平成28年7月22日 から平成28年7月24日 まで |       |
| 第4430回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 |          | 平成28年7月25日 から平成28年7月27日 まで |       |
| 第4431回 数字選択式全国自治宝(ビナンバ)ズ3 |          | 平成28年7月28日 から平成28年7月30日 まで |       |





| 別表 | 名称                      | 発着総額及び口数 | 発着期間           | 抽せん期日 |
|----|-------------------------|----------|----------------|-------|
|    | 第4532回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成28年10月28日 から |       |
|    | 第4533回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成28年11月10日 から |       |
|    | 第4534回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成28年10月29日 から |       |
|    | 第4535回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成28年11月11日 から |       |
|    | 第4536回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成28年11月14日 から |       |
|    | 第4537回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成28年11月2日 から  |       |
|    | 第4538回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成28年11月15日 から |       |
|    | 第4539回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成28年11月17日 から |       |
|    | 第4540回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成28年11月4日 から  |       |
|    | 第4541回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成28年11月17日 から |       |
|    | 第4542回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成28年11月23日 から |       |
|    | 第4543回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成28年11月11日 から |       |
|    | 第4544回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成28年11月22日 から |       |
|    | 第4545回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成28年11月25日 から |       |
|    | 第4546回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成28年11月28日 から |       |
|    | 第4547回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成28年11月16日 から |       |
|    | 第4548回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成28年11月30日 から |       |
|    | 第4549回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成28年11月18日 から |       |
|    | 第4550回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成28年12月1日 から  |       |
|    | 第4551回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成28年12月2日 から  |       |
|    | 第4552回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成28年12月5日 から  |       |
|    | 第4553回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成28年11月22日 から |       |
|    | 第4554回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成28年12月6日 から  |       |
|    | 第4555回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成28年12月23日 から |       |
|    | 第4556回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成28年12月5日 から  |       |
|    | 第4557回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成28年12月6日 から  |       |
|    | 第4558回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成28年12月7日 から  |       |
|    | 第4559回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成28年12月25日 から |       |
|    | 第4560回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成28年12月8日 から  |       |
|    | 第4561回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成28年12月9日 から  |       |
|    | 第4562回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成28年11月29日 から |       |
|    | 第4563回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成28年12月12日 から |       |
|    | 第4564回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成28年11月30日 から |       |
|    | 第4565回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成28年12月13日 から |       |
|    | 第4566回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成28年12月1日 から  |       |
|    | 第4567回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成28年12月14日 から |       |

| 別表 | 名称                      | 発着総額及び口数 | 発着期間           | 抽せん期日 |
|----|-------------------------|----------|----------------|-------|
|    | 第4567回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成28年12月2日 から  |       |
|    | 第4568回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成28年12月15日 から |       |
|    | 第4569回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成28年12月3日 から  |       |
|    | 第4570回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成28年12月16日 から |       |
|    | 第4571回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成28年12月7日 から  |       |
|    | 第4572回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成28年12月19日 から |       |
|    | 第4573回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成28年12月7日 から  |       |
|    | 第4574回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成28年12月20日 から |       |
|    | 第4575回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成28年12月22日 から |       |
|    | 第4576回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成28年12月29日 から |       |
|    | 第4577回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成28年12月13日 から |       |
|    | 第4578回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成28年12月30日 から |       |
|    | 第4579回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成29年1月16日 から  |       |
|    | 第4580回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成29年1月4日 から   |       |
|    | 第4581回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成29年1月17日 から  |       |
|    | 第4582回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成29年1月18日 から  |       |
|    | 第4583回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成29年1月5日 から   |       |
|    | 第4584回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成29年1月6日 から   |       |
|    | 第4585回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成29年1月19日 から  |       |
|    | 第4586回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成29年1月7日 から   |       |
|    | 第4587回 数字選択式全国自治系<ビナ>ス3 |          | 平成29年1月20日 から  |       |





| 別表名                       | 発売総額及び口数 | 発売期間                      | 抽せん期日 |
|---------------------------|----------|---------------------------|-------|
| 第4632回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3 |          | 平成29年3月21日 から平成29年4月3日まで  |       |
| 第4633回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3 |          | 平成29年3月22日 から平成29年4月4日まで  |       |
| 第4634回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3 |          | 平成29年3月23日 から平成29年4月5日まで  |       |
| 第4635回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3 |          | 平成29年3月24日 から平成29年4月6日まで  |       |
| 第4636回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3 |          | 平成29年3月25日 から平成29年4月7日まで  |       |
| 第4637回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3 |          | 平成29年3月28日 から平成29年4月10日まで |       |
| 第4638回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3 |          | 平成29年3月29日 から平成29年4月11日まで |       |
| 第4639回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3 |          | 平成29年3月30日 から平成29年4月12日まで |       |
| 第4640回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3 |          | 平成29年3月31日 から平成29年4月13日まで |       |

全国自治宝くじ事務協議会告示第百六十五号  
 当せん金付証券を次のとおり発売する。  
 平成二十八年三月四日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
 全国自治宝くじ事務協議会  
 会長 東京都知事 舛添 要一

- 一 名称  
 受託銀行等の名称及び所在地  
 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
- 二 発売の口数及び総額  
 別表のとおり
- 三 証券金額  
 単価一口二百円
- 四 発売型式  
 数字選択式
- 五 発売期間  
 別表のとおり
- 六 抽せん期日  
 別表のとおり
- 七 当せん証券の種類、当せん金の金額及び当せんの数
- 八 当せん証券の種類  
 当せん証券の種類は、申込みのタイプごとに次のとおりとする。  
 (一) 当せん証券の種類は、申込み数字と抽せん数字が桁ごとの各数字、並びの順序とも一致するもの。  
 ア ストレート 申込み数字と抽せん数字が桁ごとの各数字、並びの順序は異なるもの。  
 イ ボックス 申込み数字と抽せん数字が桁ごとの数字は一致し、並びの順序は異なるもの。  
 ウ セット 「ストレート」と「ボックス」の両方のタイプに同時に二分のずつ申し込むもの。
- (二) 当せん金の金額  
 発売総額の四十五パーセント相当額を、当せん証券の種類ごとに算定された当せん確率に応じて、公平となるよう当せん者間で按分した金額。ただし、一当せん金の最高額は二千万円を上限とする。また、当せん金額は百円単位とし、これに満たない端数は切り捨てるものとする。
- (三) 当せんの数  
 当せん証券の発売口数に同じ。

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。